

きそさき 議会だより

VOL. **91**
2017
平成29年5月1日発行



今回の表紙(めりえ)



中部幼稚園・保育園
いとう たいせいさん
の作品

おもな内容

- 第1回定例会 **2~5**
- 委員会報告 **6~7**
- ここが聞きたい【一般質問】 **8~10**
- 議会日誌 **11**
- 行政報告 **12~13**
- 子ども議会 **14~17**
- 木曾岬町議会議員政治倫理条例制定される **18~19**
- 議員トピックス **20~21**



平成29年第1回木曾岬町議会定例会は、3月1日から16日までの会期16日間で開催されました。

今期定例会では、執行部より平成28年度の各会計補正予算案並びに平成29年度の当初予算案・条例制定案・条例改正案など議案30件並びに諮問1件、発議1件が提出され、それぞれの審議が行われました。

1日の開会日には、開会に先立ち自治功労者の表彰が執り行われました。町村議会議員として15年以上在職し、多年にわたり議会議員として地域の振興発展に寄与したとして、伊藤正議員、伊藤好博議員が表彰されました。その後行われた定例会では会期の決定を行った後に、加藤町長より行政報告と提出議案29件の提案理由説明を受け、各議案を常任委員会に付託し審議することを決定し散会しました。

7日には教育民生常任委員会が、9日には総務建設常任委員会がそれぞれ開催され、付託された議案の審議が行われました。(審議の内容は、6・7ページ参照)

14日には一般質問が行われ、2名の議員が質問に立ちました。(その内容は、8ページ「ここが聞きたい一般質問」を参照)また、一般質問の後に、付託された議案の審議経過並びに審議結果について各常任委員長より報告がなされ、報告に対する質疑の後に散会しました。

最終日の16日には、初日提出議案29件を一括上程し、討論・採決を行い全議案ともに原案のとおり可決した後、1件の追加議案、発議1件、諮問1件を上程し質疑・討論・採決(諮問については討論は省略)が個別に行われ、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

以上の審議の終了をもって、第1回定例会は閉会されました。

平成29年 第1回 木曾岬町議会 定例会

議事内容

可決した議案 ◎執行部提案

議件名（議案の内容）

議案第7号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

※既決予算額に歳入歳出それぞれ9,000千円を追加し、予算総額を324,000千円とする補正予算です。

○今回の主な補正内容は、今年度の事業精査を行うと共に維持修繕事業に国庫補助金の追加をうけたので、これを繰越事業とし、歳入歳出ともに増額しています。

議案第8号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第1号)について

※収益的収入の収入予定額を4,284千円減額し175,057千円、支出予定額を1,553千円減額し191,598千円とする補正予算です。

○今回の主な補正内容は、収益的収支の見込みの見直しを行い、収入支出予定ともに減額しています。

議案第9号

木曾岬町条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

※町条例の一斉点検・見直しを行ったところ、制定後における関係法令の改正等に伴い所要の改正の必要があることから、関係条例において一括して整理を行おうとするものです。

議案第10号

木曾岬町消防団の設置等に関する条例の制定について

※消防組織法(昭和22年法律第226号)の規程に基づき木曾岬町消防団の設置等に関する事項を定めるため、木曾岬町消防団の設置等に関する条例を制定しようとするものです。

議案第11号

木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※本条例における職員への旅費の支給額等について、公共交通の環境変化とともに利用及び態様も変わってきたことから、「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じた改正を行おうとするものです。

議案第12号

木曾岬町行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について

※本条例における使用料の減免及び使用料額の算定根拠について、適正な賦課を図るため、三重県における「行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に準じた改正を行おうとするものです。

議件名（議案の内容）

議案第1号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第5号)について

※既決予算額から歳入歳出それぞれ407,000千円を減額し、予算総額を4,227,000千円とする補正予算です。

○今回の主な補正内容は、事業の精査を行い、契約差金や複合型施設の建設工事ならびに臨時福祉給付金等の事業の不用額が生じたため、歳入歳出とも減額しています。

議案第2号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

※既決予算額から歳入歳出それぞれ697千円を減額し、予算総額を970,159千円とする補正予算です。

○今回の主な補正内容は、保険給付費が増額となりましたが、共同安定化事業の拠出金や特定健康診断委託料の減額が生じ、歳入歳出とも減額しています。

議案第3号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

※既決予算額に歳入歳出それぞれ1,980千円を追加し、予算総額を117,244千円とする補正予算です。

○今回の主な補正内容は、当初の見込みに対して加入者が増えたことから広域連合への保険料負担金が増額となり、歳入歳出ともに増額しています。

議案第4号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

※既決予算額から歳入歳出それぞれ17,622千円を減額し、予算総額を449,249千円とする補正予算です。

○今回の主な補正内容は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などのサービス給付費が減額となり、歳入歳出ともに減額しています。

議案第5号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算(第1号)について

※既決予算額から歳入歳出それぞれ300千円を減額し、予算総額を3,000千円とする補正予算です。

○今回の補正内容は、保有する土地の管理委託料の減額により、歳入歳出ともに減額しています。

議案第6号

平成28年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

※既決予算額から歳入歳出それぞれ4,000千円を減額し、予算総額を99,000千円とする補正予算です。

○今回の主な補正内容は、今年度の事業精査ができたので、歳入歳出ともに減額しています。

議件名（議案の内容）

議案第19号

木曾岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

※本条例における占用料の減免及び占用料額の算定根拠について、適正な賦課を図るため三重県における「道路占用料等徴収条例」に準じた改正を行うものです。

議案第20号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について

※骨格予算ですが複合型施設建設事業や災害対策事業などの事業費を盛り込み、歳入歳出の予算総額を4,390,000千円と定める予算です。

前年度対比260,000千円の減額予算です。

○主な事業は次のとおりです。

- ・複合型建設事業(教育文化棟等) 1,119,177千円
(3ヶ年継続費 第3年度)
 - ・避難施設整備工事 473,040千円
 - ・防災行政無線デジタル化更新工事 65,529千円
 - ・町道舗装修繕工事 55,600千円
 - ・臨時福祉給付金 12,165千円
 - ・図書館費 8,014千円
- ほか

議案第21号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について

※歳入歳出の予算総額を967,000千円と定める予算です。

前年度対比38,000千円の減額予算です。

○平成28年度の医療費の推移から保険給付費全体の歳出を31,596千円減額し、歳出では、国・県支出金や共同事業交付金、一般会計からの繰入金を推計により計上しています。

議案第22号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について

※歳入歳出の予算総額を118,000千円と定める予算です。

前年度対比3,000千円の増額予算です。

○後期高齢者の医療費が増加傾向にあることから、広域連合納付金などを増額しています。

議件名（議案の内容）

議案第13号

木曾岬町国民健康保険特別会計条例を廃止する条例の制定について

※本条例においては、国民健康保険法の規定により特別会計の設置が義務付けられているため、存続させる必要がなくなったことから廃止を行うものです。

議案第14号

木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※木曾岬町職員の旅費に関する条例等の見直しに準じて改正を行うものです。

議案第15号

木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について

※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日に公布されたことに伴い本町税条例等の一部を改正しようとするものです。

議案第16号

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

※健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第400号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）により、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正しようとするものです。

議案第17号

木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）が平成28年4月1日に施行され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正されたことに伴い、この条例を改正しようとするものです。

議案第18号

木曾岬町敬老年金に関する条例を廃止する条例の制定について

※町が独自に敬老年金を給付する制度を昭和46年より継続してきたが、近年受給対象者がいないことから、制度を廃止しようとするものです。



議件名（議案の内容）

■議案第28号

木曾岬町道の路線認定について

※道路整備事業の完了に伴い、和泉内部線を新たに町道として認定しようとするものです。

■議案第29号

損害賠償の額を定めることについて

※役場駐車場における自家用車と道路との接触事故について示談解決を図るためその自動車修理費の損害賠償額を定めようとするものです。

◎追加案件

■議案第30号

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

※国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第26号）が平成29年4月1日より施行されることに伴い、町条例の改正をしようとするものです。

発議案件

議件名（議案の内容）

■発議第1号

木曾岬町議会議員政治倫理条例の制定について

※木曾岬町議会の議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、民主的で公正かつ清廉であるという基本理念の下に、町民に信頼される民主的な町政発展のために制定しようとするものです。

諮問案件

議件名（議案の内容）

■諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

※木曾岬町の人権擁護委員さんの内1名が平成29年6月30日で任期満了となりますので、新たに候補者を推薦しようとするものです。
推薦者、加藤和子氏を適任者と認め、答申することに決定しました。

議案、諮問案件はすべて全会一致で賛成となりました。

※議長は裁決に加わらない。ただし、可否同数の場合は議長採決となります。

なお、紙面の都合で討論の詳細内容の記載を割愛いたしておりますが、反対討論並びに賛成討論の内容は、木曾岬町議会議録（北部公民館にて公表）をご覧ください。

議件名（議案の内容）

■議案第23号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について

※歳入歳出の予算総額を486,000千円と定める予算です。

前年度対比52,000千円の増額予算です。

○介護サービスの増加予測から施設介護予防サービス、地域密着型サービス費など保険給付費及び新たに開始する総合事業他事業費の地域支援事業費などで増額しています。一般会計からの繰入金、基金繰入金を増額計上しています。

■議案第24号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について

※歳入歳出の予算総額を3,300千円と定める予算です。前年度と同額の予算を計上しています。

○保有する土地の維持管理に要する経費などの予算としています。

■議案第25号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について

※歳入歳出の予算総額を102,000千円と定める予算です。

前年度対比3,000千円の減額予算です。

○処理場に係る日常運転管理、汚泥処理費などの定例的な管理業務を進めるための予算としています。

■議案第26号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について

※歳入歳出の予算総額を292,000千円と定める予算です。

前年度対比24,000千円の減額予算です。

○日常運転管理費、維持管理費など定期的な管理業務、長寿命化及び地震対策事業費を進めるための予算としております。

■議案第27号

平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

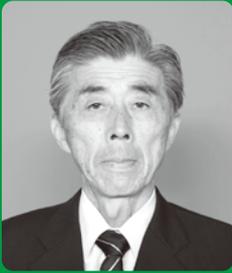
※収益的収支の収入予定額を175,696千円、支出予定額を181,245千円とし、資本的収支の収入予定額を1,620千円、支出予定額を14,386千円と定める予算です。

○給水戸数減少で水道料金収入を前年対比2.0%の減収を見込み、老朽化更新計画に基づく更新工事2ヶ所等を進める予算としております。

収益的収支予算では赤字予算となる見込みとしております。

教育民生 常任委員会

3月7日 午前9時から開催



伊藤 正 委員長

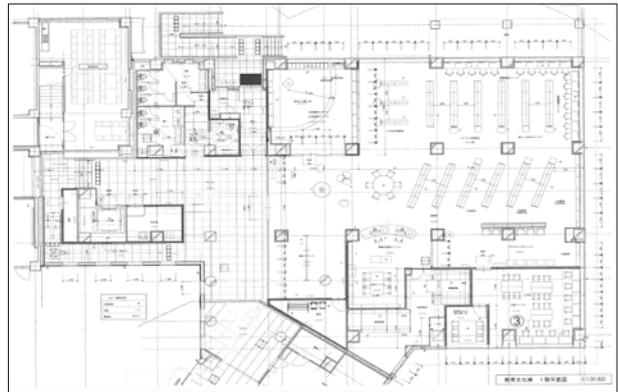
教育民生常任委員会が付託を受けた案件は、議案第1号の所管部分、議案第2号から議案第4号、議案第9号の所管部分、議案第16号から議案第18号、議案第20号の所管部分、議案第21号から議案第23号の全12議案(補正予算案4件、条例改正案4件、当初予算案4件)で、委員5名出席のもと審議を行いました。

●委員会では多くの質疑が繰り広げられましたが、今回は平成29年度一般会計当初予算等に関する質疑の主な内容を重点にご紹介します。

衛生費関係の質疑では、「グリーンカーテン事業は大変盛況で、30分も過ぎればもたえなくなってしまうとのことですが、事業増になつていないのはどうしてか。」との問いに対し、**答弁**として、「毎年1,000鉢購入し、一人最大で6本まで、1500人程の方にお渡ししているが、手渡らない方はいないようので、今年度も同様の予算にしています。」との説明でした。

衛生費関係の質疑では、「図書館業務委託料の内容は。」との問いに対し、**答弁**として、「1月開館を目的に準備している中で、図書館の利活用に向けて行う図書館委員会を開き、アドバイスをいただいたり、より町民の方に読んでいただくためのリストアップ作業の支援をしていただいたり、本にバーコードや背ラベルを付けるなど、図書館開館に向けてのもろもろの作業の支援をお願いしています。」との説明でした。

さらに、**公民館費**についての**質疑**で「平成28年度と平成29年度の予算が157万6千円と同等金額になつているが、北部公民館の図書室はどのように使用されるか。」との問いに対し、**答弁**として「現在、部屋の壁面と真ん中に本棚を設置しているが、壁面についてはこれからも本を読んでもらえるようにそのまま残し、真ん中の書架については取り除き、今まで不足していた研修室などのスペースを作り、使用していきます。」との**答弁**でした。



教育文化棟計画平面図(1階)

介護保険特別会計予算の質疑

「今年度新たに介護予防・生活支援サービス事業費の計上があるが、その事業内容と個人負担金は1割か。」との問いに対し、**答弁**として「総合事業指定事業者が行う通所型サービス事業の委託料は緩和基準で通所型サービスA」というサービスを社会福祉協議会に委託する費用を計上し、訪問型サービス事業の委託料は住民主体のサービスBというサービスをシルバー人材センターに委託してごみの排出支援をお願いするものです。

通所型サービスや訪問型サービスで緩和型の基準サービスを付けていただく方が1割の本人負担となります。」との**答弁**でした。

総務建設 常任委員会

3月9日 午前9時から開催

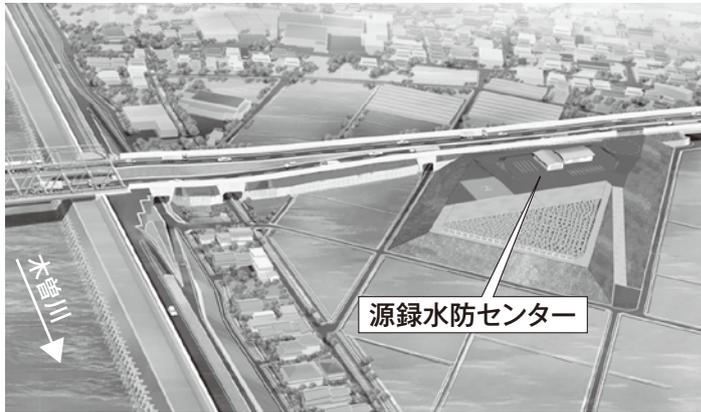


伊藤律雄 委員長

総務建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第1号の所管部分、議案第5号から議案第8号、議案第9号の所管部分から議案第15号及び議案第19号、議案第20号の所管部分、議案第24号から議案第29号までの全20議案(補正予算案5件、条例制定案及び改正案8件、当初予算案5件、その他2件)で、委員5名出席のもと審議を行いました。

●委員会では多くの質疑が繰り広げられましたが、今回は平成29年度一般会計当初予算に関する質疑の主な内容を重点にご紹介します。

歳入の質疑では、「消防費国庫補助金の社会資本整備総合交付金ですが、避難タワーと外付け階段について、2億3,645万円の内訳を教えてください。」との問いに対し、「津波避難施設の整備について、平成29年度は鍋田川上流排水機場の屋上へ上がる外付け階段、源録水防センターの建築工事、津波避難タワー2箇所をあわせて4箇所を整備する予定で、内訳は鍋田川上流排水機場が3,996万円、源録水防センターが2億200万円、津波避難タワーが2億3,100万円、



源録河川防災ステーション及び源録水防センター完成イメージ(施行中)

それぞれ計上しており、補助金はその2分の1相当と考えられています。」との説明でした。
次の質疑では、「土木費県補助金について空き家リノベーション事業の当初予算の計上をやめて補正予算で対応

する」という説明だったが、急に対象となる状況が発生した場合、町としては予算をあげていないが県から補助金をもらえるのか。」との問いに対し、「**答弁**として、「県に確認しまして、担保がなくても最終的に予算が確保できればいいとのこと。耐震診断の補助金はあげており、順序として耐震診断のあとに耐震工事となるので予算計上して予算の確保をさせていただきたいと考えています。」との説明でした。
次の質疑では、「消防団退職報償金の256万8千円は何名分ですか。」との問いに対し、「まだ確定しておりませんが、予算としては12名見込んでおります。」との説明でした。

歳出では、総務費関係の質疑で、「財産管理費の車借上料とあります。木曾岬町として車の購入とリースと考える方が混在しているが統一しないのか。」との問いに対し、「**答弁**として、「大事に長く使うという風潮で、町の公用車は10年近く使用しているものが多くある。公用車の安全管理を考えると、長期の使用は避ける必要があり、リースにした方が安全管理、経費の面でもよいのではないかとということになり、本年度新たに計上させていただきます。」との説明でした。
土木費関係の質疑では、「道路改良事業について、今行っている雁ヶ地福崎線と西対海地和泉線どちらも予算に含まれているのですか。雁ヶ地福崎線を優先的に行うのではないのですか。」との問いに対し、「**答弁**として、「同じ新設工事での2本が動いておりまして、予算がつけば2本とも行いたいですが、予算がつかなければ雁ヶ地福崎線を優先的に行うことになりました。」との説明でした。



1111が
聞きたい

一般質問

この記事は、通告順に掲載し、
質問議員本人が作成した原稿を

議会広報常任委員会が編集したものです。

なお、掲載文は紙面の都合で要約されておりますが、
一般質問の全文は

木曾岬町議会会議録（北部公民館にて公表で
ご覧いただけます。

町政のゆくえは…

2名の議員が質問

ページ数

9

9番議席 伊藤 正議員

- 0歳児から3歳児までの乳幼児医療費
「窓口無料化」について
- 道の駅について

ページ数

10

2番議席 伊藤 守議員

- 障がい者のグループホームについて
- 自主運行バスの時間の延長について
- 教育文化棟の運営について

Q&A



一般質問



9番議席 **伊藤 正** 議員

0歳児から3歳児までの医療費「窓口無料化」導入の検討を

町独自の導入は難しいが、県に対し引き続き要望していく 町長

質問

現在鈴鹿市は、平成29年4月から福祉医療受給者資格のある0歳から3歳児までの乳幼児で、一定条件に該当する場合は市内の医療機関において保険適用となる医療費は窓口での負担がなくなる「窓口無料化」を導入する方針を示しました。全国の自治体でも子ども医療費助成状況は償還払い方式と現物給付方式があるが約8割自治体が「窓口無料化」を実施しています。

愛知県弥富市も実施しています。町民の要望も多くあり、当町も導入を検討すべきではないでしょうか。町長の方針をお伺いしたい。

答弁

三重県ではペナルティーなどの理由から、「現物給付方式」の導入を見送り、「償還払い方式」としています。

県内で「現物給付方式」を独自に導入するところは、対象医療機関を市内に限定し、市外では窓口負担となります。当町の場合、町外、県外の医療機関を受診する方が多く、対象医療機関の

範囲の調整、経費を考慮すると町独自の導入は困難です。愛知県は「現物給付方式」であり、当町にも導入を希望する声を聞いていますので、県へ引き続き積極的の要望をしていきたいと考えています。

再質問

国は2018年度から未就学児への医療助成制度に限りペナルティーを見直す方針を示しました。

町の総合戦略の中に、医療サービスが不十分のため、

再答弁

森政務統括監

木曾岬町に住みづらいう転出者のアンケート結果があります。転入を考えるにあたり、この医療費助成方法が条件になるなど人口移動に影響が出るのではないのでしょうか。

窓口無料化だけではなく、行政サービス全体の総合評価によって人口移動はあるのではないかと考えています。

木曾岬町に道の駅を作ることについての町長の見解は

将来的な拠点整備を目指し、人材育成、組織作りを取り組んでいく 町長

質問

町長は6次産業等を公約と掲げられています。

「鳥羽マルシェ」に11月には「道の駅 津かわげ」や「みちの駅 奥伊勢おおだ

い」を視察してきました。

木曾岬町の道の駅をどのように考えておられますか、町長の見解をお伺いしたい。

答弁

道の駅は町の総合計画で施策しています。



道の駅視察風景

再答弁

伊藤産業課長

今後、対象者の意見も聞きながら、外部視察研修もしていきたいと考えています。

再質問

町内の研修会だけでなく、生産者も含めた現地研修を考えてはどうか。

拠点施設を検討する上で、「人材の発掘」と「連携して運営いただく事業者の参加」が重要と考え、町として研修や視察を重ねています。また「木曾岬わいわい市場」などを運営し、将来的な拠点整備のための人材育成や組織作りにつなげていきたいと考えています。

障がい者のグループホームをつくる考えは？

地域自立支援協議会等の場で協議する ——— 町長



2番議席 伊藤 守 議員



質問 木曾岬町の障がい者の保護者の方が60代〜70代になり、徐々に高齢化が進んできております。木曾岬町としてグループホームなど作る考えはありますか。

答弁 障がい者の重度化・高齢化や将来を見据えて、障がいのある方たちが住みながら地域で安心して暮らしていけるよう、近隣の市町や他の施設等の状況、町内の方々のサービス利用の動向と共に、障がい者ご自身のお気持ちやご家族の意向をお聴きしながら、地域自立支援協議会等の場で協議していきます。また、来年度策定する、「障がい者計画」などでも障がい者福祉の充実を図るなどしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

自主運行バスの時間延長の検討をお願したい

自主運行バスも含めた一体的地域づくりを図っていく——町長

質問 定住化対策の中で便利など重要なテーマであると私は考えます。住民の足となっている木曾岬町自主運行バスは三重県下でも収入率がトップです。そこで町民の要望でもある最終便の時間の延長は県内県外で働く人、学生にとってありがたい存在です。

答弁 当町はバス運行を事業者に全面委託をしない運行形態をとっており、町が運行主体となっており、少ない人的資源の中で運行管理をしている状況です。また、現在毎年約1,400万円前後の赤字を出している状況で、運行時刻を延長するとなるとさらに経費を要します。町としては、町民のみならずの大切な税金を補てんする額を少しでも減らす必要があることから、今の運行形態を継続していま

す。費用面、運行管理体制面の観点から、バス運行の時間の延長は慎重にならざるを得ません。

再質問 町民から要望が多々ありますので、バスの時間延長のことは十分話を聞いていたいただきたいと思えます。

教育文化棟の運営計画は？

窓口スタッフは派遣司書1名と補助員1名を配置する——町長

質問 教育文化棟が今年の秋に完成の予定です。そこで、完成後の図書館の利用計画はどのようになっていますか。以前、図書館は司書とスタッフ1名と聞いておりましたがその後計画の変更はありますか。図書館は館長の企画運営が非常に大切だと思えますので町長がこのことについての町長の意見をお聞かせ下さい。

答弁 運営スタッフについては、当初は専任の館長を配置せず、町として運営ノウハウを学びながら、業務委託をしたいと考えております。窓口スタッフは派遣の司書1名、町雇用による補助員1名の計2名体制を予定しております。町民ホールについては、多くの町民のみならずにご利用いただける施設となるよう運営方針を定め検討を進めてまいります。

将来木曾岬町に住んでいただく場合、自主運行バスは非常に重要な位置を占めると思えます。

再答弁 時間延長に限らず、自主運行バスについては、町民の皆さんのニーズがあることは承知しております。その都度できる限り対応させていただきます。自主運行バスも含めた一体的な地域づくりを図っていくことがこれからの木曾岬町にとって大きなテーマになると考えています。

運営スタッフについては、当初は専任の館長を配置せず、町として運営ノウハウを学びながら、業務委託をしたいと考えております。窓口スタッフは派遣の司書1名、町雇用による補助員1名の計2名体制を予定しております。町民ホールについては、多くの町民のみならずにご利用いただける施設となるよう運営方針を定め検討を進めてまいります。

議会日誌

2017 2月

- 2日●木曾岬町子ども議会を議員傍聴
- 5日●美し国三重市町対抗駅伝出場選手壮行会に議員出席、激励品授与
- 6日●議員研修会
- 8日●例月出納検査に三輪一雅監査委員出席
- 10日●長野県木祖村より村議会議員団が訪問、交流懇談会を開催
- 14日●三重県町村議会議長会理事会(津市)に伊藤好博議長出席(津市)
- 16日●桑名広域清掃事業組合定例会、桑名・員弁広域連合組合定例会(共に桑名市)に伊藤好博議長出席
- 17日●木曾岬町議会全員協議会
- 19日●第10回美し国三重市町対抗駅伝(津市～伊勢市)に議員応援に参加
- 24日●議会運営委員会
 - 桑名広域清掃事業組合例月出納検査(桑名市)に伊藤好博議長出席

2017 3月

- 1日●平成29年第1回定例会(初日)
- 1～2日
 - 議案説明会
- 3日●中学校卒業式に伊藤好博議長、服部美二夫副議長、伊藤正教育民生常任委員長出席
- 7日●教育民生常任委員会
- 8日●例月出納検査に三輪一雅監査委員出席
- 9日●総務建設常任委員会
- 14日●平成29年第1回定例会(一般質問日)
 - 議会運営委員会

2017 3月

- 16日●平成29年第1回定例会(最終日)
 - 行政視察
- 17日●小学校卒業式に伊藤好博議長、服部美二夫副議長、伊藤正教育民生常任委員長出席
- 20日●「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場2017」に議員参加
- 24日●中部・南部幼稚園保育園卒園式に議員出席
 - 桑名広域清掃事業組合例月出納検査(桑名市)に伊藤好博議長出席
- 30日●桑名広域清掃事業組合臨時会(桑名市)に伊藤好博議長出席

2017 4月

- 2日●第29回木曾岬町桜まつりに議員参加
- 5日●議会広報常任委員会(第1回)開催
- 6日●小・中学校入学式に伊藤好博議長、服部美二夫副議長、伊藤正教育民生常任委員長出席
- 7日●中部・南部幼稚園・保育園入園式に議員出席
- 8日●木曾岬町体育協会総会に伊藤好博議長出席
- 12日●例月出納検査に三輪一雅監査委員出席
 - 北勢5町議会議長会総会(川越町)に伊藤好博議長出席
- 14日●議会広報常任委員会(第2回)開催
- 16日●東員町町制施行50周年記念式典に伊藤好博議長出席

みなさまのご意見を募集しています。

議会に対して、普段、感じていること、疑問に思うこと。

また、要望など、どのような内容でも結構です。ご意見、ご質問をお寄せください。

提出先

議会広報常任委員会(議会事務局)

TEL 68-6108

◆政務活動費について

政務活動費は政策の調査・研究等の活動を行うために議会の議員に対して支給される費用です。

木曾岬町議会では政務活動費の定めがなく支給されていません。

議会をぜひ、傍聴にきてください。

議会は、どなたでも傍聴することができます。

皆様の生活に直結した重要な問題が審議されます。お気軽にお越しください。

本会議の当日、庁舎2階の傍聴席入口で受付をしています。受付は、ご住所とお名前を記入していただくだけです。

次回、6月定例会、本会議の予定です。

- 6月 7日(水) 午前9時 開会、議案上程を予定しています。
- 6月 13日(火) 午前9時 一般質問を予定しています。
- 6月 16日(金) 午前9時 議案採決、閉会を予定しています。

なお、各日程等は変更する場合もございますので、お手数ですが議会事務局までお問合せください。

問合せ先

議会事務局 TEL 68-6108

行政報告

(要旨)



加藤 隆 町長

今期定例会にあたり行政報告をいたします。

一つ目は、この度木曾岬町では、第二次都市計画マスタープランを策定しましたので、その概要について報告を申し上げます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものでございます。木曾岬町では、平成12年3月に第一次計画を策定し、途中、平成20年3月に商業施設を誘致する折に、一部改訂を行いました。また、平成26年3月には第5次総合計画を、平成28年3月には木曾岬町人口ビジョン・総合戦略をそれぞれ策定し、新たな都市づくりの目標や方向性を示しました。更に

は、計画の区域外としておりました木曾岬干拓地において、平成26年12月にメガソーラー事業が供用し、平成30年度の都市的土地利用に向け事業が進捗しているところとす。平成28年11月には、防災・行政の拠点となり新たなコミュニティの基地となる複合型施設も一部供用が開始し、今年11月には行政棟、教育文化棟、福祉棟の全ての事業が完成する予定です。

この度、人口減少や高齢化、大規模災害の発生リスク等が懸念されるなど、町を取り巻く環境が大きく変化をしたことを受けて、現行計画書における効果検証を実施し、木曾岬干拓地などの新たな都市づくりや、現行計画の未達成の項目を

踏襲し、次の20年を見据えた都市計画マスタープランを作成したものでございます。計画の目標年次は、20年後の平成49年とし、理念は、総合計画及び総合戦略の理念と調整して「安全・安心な暮らしを守り、きずなを深め、活力ある都市と豊かな自然が共生するまち」といたしております。現行計画の検証では、「方針通り進捗しているもの」が、防災対策として堤防、排水機場などの耐震化、基盤整備として商業施設の誘致、県道木曾岬弥富停車場線のバイパス事業、自主運行バスの整備及び下水道事業の適正な運用等で、「進行中のもの」としましては、地域コミュニティの核となる複合型施設の建設事業、

河川防災ステーションの整備、木曾岬干拓地のメガソーラー、わんぱく原っぱ等、都市的土地利用に向けた事業の進捗等でございます。また、「進捗しなかったもの」としましては、住宅地の拡大や工業系市街地の拡大及び道路計画として名古屋第3環状線のアクセス道路の整備等となっております。この度の計画では、「将来都市像」として総合計画、総合戦略等との整合を図り木曾岬干拓地に産業拠点の設定を行い、「人口フレーム」として創生事業の人口ビジョンを踏まえ設定しております。「土地利用の方針」については、拡大市街地の設定は現行の計画を踏襲し、新たに小学校・複合型施設周辺を「コミュニティゾーン」に設定しました。「道路の方針」は、第3環状線の進捗もあって、現行の計画と同様としております。「防災」の項目では、進めてきた諸施策を具現化しました。以上が、第二次都市計画マスタープラン作

成の背景であり概要でございます。都市計画は、地域を取り巻く社会情勢の変化に合わせて高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を進めて行くことが重要です。

次に現在11月の完成を目指して建築中の図書館、ホールの整備と運営方針についてご報告させていただきます。

この施設は町民憲章で「教養を深め、かおり高い文化の町にしましょう」と謳われておりますように、木曾岬町民にとって、知の拠点・文化の拠点となる施設であります。現在、子どもからお年寄りまでより多くの町民の皆様がご利用いただけるような施設づくりをめざしているところであります。

図書館については、すでに「複合型施設における図書館構想」でお示しさせていただいておりますとおり、

「幅広い世代が集える場所」、「子どもたちの学びを保障するセンター的役割を担う場所」をコンセプトとし、施設の中にたくさんさんの機能を取り入れることができるよう検討をすすめてきています。図書館の運営につきましては、当面は運営実績のある専門業者に業務委託する方向で考えているところです。この業務委託をしている期間に木曾岬町として図書館運営についてのノウハウを蓄積し、近い将来、町単独での図書館運営に移行して行きたいと考えているところです。開館時における図書館の配置スタッフについては、業者から派遣を受ける司書1名と地域からの募集を予定しております補助員1名を配置して常時2名体制での運営を予定しております。閉館日は、月曜日・年末年始の他、図書整理期間を予定しており、開館時間につきましては、皆さんが利用し易いように時間帯を検討しているところです。その

中で、図書館活性化委員会ではこれまでより多くの町民の皆様にご利用いただける図書館の在り方について、ご協議を頂いて来ています。図書館運営に地域の皆様のご協力を頂くため、図書館サポーター制度の導入、或いは開館前にも町民の皆さんに図書館に興味を持って頂くために、プレイベントの企画についても準備をすすめている所でございます。特にこの活性化委員会で協議を進めて頂いております。図書館内の各コーナーやスペース、並びに配架図書についての具体的な取り組みを紹介させて頂きますと、その主なものとして、乳幼児や子育て・孫育て世代を対象とした「絵本とお話コーナー」を取り入れました。そこでは、絵本や紙芝居に親しんだり、読み聞かせを行ったりしていただくなど絵本を囲んで子どもさんと触れ合えるような設(しつら)えを考えています。他には、静かな環境で読書や

学習をするための「学習スペース」、新聞や雑誌を読みながらゆっくりくつろいでいただけるような「ブラウジングスペース」も計画しています。

また、子どもたちや文化サークルの皆さんの作品展示をしたり、ミニイベントを開催できる「郷土文化交流スペース」、少人数での打ち合わせや対面読書等に利用できる「多目的ルーム」を備える計画です。蔵書の特色については、防災や地域の産業、木曾川や近隣市町に関連した「郷土資料コーナー」や趣味の本が充実した「暮らしの本のコーナー」などを予定しています。なお、配架の数に限りがあることから、当図書館に配置していない本についての貸出や閲覧を希望される方には、近隣市町や県立図書館と連携をはかり対応してまいります。また、情報化社会に対応し、将来の電子書籍の普及を見据えた無線LAN(ラン)を整備してまいります。併せて、委

員の皆さんにご意見を頂いております図書館サポーターについては、広く町民の皆さんから応募を募り、図書館づくりにご支援ご協力を頂けるように体制づくりを行ってまいります。たくさんの方が図書館に来ていただき、本に親しんでいただけでも活用について、今後も活性化委員会の中で検討をすすめてまいります。

次に、町民ホールについてであります。この施設を整備するに当たりましては、文化芸術活動の拠点として町民の皆様方が身近な場所である「観る」「聴く」「演じる」を実感して頂けますよう、多目的な活用が可能となるホールバックチェアを設置することによって、文化サークル等の活動発表会、成人式や映画会、講演会、式典や商業ベースに乗らないミニコンサート、或いは学校行事での成果発表会など多彩な行事や活動が行えるようになり、華美な施設ではありませんが、皆様方には今までに実現で

きなかった新たな出会いや文化体験をしていただき、町のステータスシンボルのひとつになって「学びの場」「ふれあい集う場」として活力ある地域社会の発展を促すものと考えております。加えて、既に完成しております行政棟と一体的に整備する事で、避難経路を確保し教育文化棟2階の町民ホールは、万が一の地震、津波に対して二次避難施設として活用でき、複合型施設自体が高台避難施設を兼ねた防災拠点となり、完成すれば当町としては一石二鳥の行政・防災・文化の拠点施設となるものでございます。

関係各位にこの教育文化棟建設の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いするものでございます。

以上、申し上げます。行政報告といたします。

ここが聞きたい 一般質問



2月2日に、議場において子ども議会が開催されました。

この催しは、小学6年生児童を対象に、実際に「議会」を体験していただくこととするもので、今年で11回目となりました。

子ども達が議員となり、町政に対して質問をいただきましたので、質問と答弁の内容を要約して掲載します。

6年A組 前半



質問 木曾岬町防犯対策について

僕たちが住んでいるここ木曾岬町は、犯罪や不審者が多いというイメージがあります。例えば、2年ほど前に木曾岬町のコンビニで強盗事件があり、5万円以上の現金が盗ま

れました。そのコンビニでは何回も強盗事件があったことも聞きました。僕の住んでいる地域に近く、怖いと感じます。また、木曾岬小学校の児童が追いかけられたり写真を撮られたりするということも多数ありました。理由としては、木曾岬町は国道1号線、国道23号線、湾岸道、名阪道に近いので犯罪をしやすくなる人が来やすく逃げやすい町だからと考えます。

そこで質問です。ここ木曾岬町での防犯対策が明確ではないので、どんな防犯対策をしているのか教えてください。僕たちは今もこれからは安心して暮らせる木曾岬町になってほしいと思っています。

答弁 危機管理課長

町民の皆さんが安心して暮らせることはとても大切なことと考えます。

最近の木曾岬町の犯罪発生件数については、平成26年は74件、27年は40件、28年は43件で、10年程前の平成16年の154件と比べ、警察や地域の皆さんの取組により、犯罪発生件数が100件以上減少してきている状況です。

町におきましては、町防犯委員会における桑名地域生活安全協会や自主防犯活動団体の皆さんとともに木曾岬駐在所との合同防犯パトロールの実施や、皆さんがいざという時に駆け込めるよう黄色いカラーコーンの「こども110番のおうち」の設置にも取り組んでいます。また、自主防犯活動団体の皆さんによる防犯パトロールも行われているところですが、更に、広報無線による警察等から要請を受けた不審電話等への注意喚起や、皆さんの下校時における見守りの御協力の放送など、地域全体で安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた防犯活動に取り組んでいるところですが、犯罪者が犯行をあきらめた理由に「住民に声を

かけられたり、見られたりしたから」があります。このような地域の皆さんや警察との連携を密にした。人の目に見える形の防犯活動は、犯罪を思いとどまらせるのに大きな効果があるといわれ、大変重要な取組と考えております。

また、町内の暗くて歩きにくい、危険な場所等を重点として、必要な場所に安全灯を設置する取組も進めており、更に木曾岬メガソーラー(株)の地域貢献事業として安全灯について本年度から5年間でLEDに交換される予定で、より一層の安全が確保できると考えているところでです。

木曾岬町としても、引き続き、安心で安全な暮らしができる町となるよう取り組んでいきますが、皆さんも犯罪に巻き込まれないよう、危険な場所には近づかない、夜間の外出については十分注意するなど、防犯意識を高めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

質問 木曾岬中学校の部活について

木曾岬中学校の部活について質問します。私は5年生の終わりに木曾岬ミニバスケットボールクラブに入りました。

まだチームのメンバーには実力が追いつけていないけど「バスケットボール」というスポーツがとても楽しく、中学校でも高校でもバスケットボールクラブに入り、活躍したいと考えていました。しかし、今の木曾岬中学校にはバスケットボールクラブがありません。

木曾岬町のチームで頑張ってきたものを、引き続き中学校の部活動で頑張ろうと考えていたので、とても残念に感じています。今年度の木曾岬ミニバスケットボールクラブの男子は岡村杯という大きな大会に桑名地区代表として出場しました。多くの子どもたちが、将来に夢を持って、木曾岬ミニバスケットボールクラブで汗を流しています。

また、今の木曾岬小学校のクラブにはバスケットボールクラブがあり、6年生が16人入部しています。回数は少ないですが、クラブのある日お待ち遠しいです。

このように、木曾岬町ではバスケットボールの人数が多く、夢や希望をもっている子どもが多いのに、なぜ中学校の部活動にはないのでしょうか。その理由と以前あったのなら、なくなっていく理由を教えてください。また、今後中学校にバスケットボール

クラブができることはあるのでしょうか。

答弁 教育課長

現在、木曾岬中学校にはスポーツ系の部活動が8つ、文化系の部活動が1つあり、バスケットボールについては、十数年前に正規の部活動としてではなく、スポーツ少年団の延長として数年間活動していたが、その後徐々に参加者が少なくなってしまったと聞いております。

スポーツ系部活動の顧問の先生は、日頃の安全管理の徹底や大会参加に関わって、生徒の引率と大会の運営スタッフとしての役割もあり、実は1つの部活動には複数の顧問の先生が必要で、今いる12人の先生の数に対して現在の部活動数は多すぎるともいえます。

中学校は、平成25年度中に「部活動の数の在り方」についての話し合いの場をもちました。その結果、「スポーツ部活動における活動の継続基準」を設け、①「団体戦に出られること」②「団体戦に出られなくなっても、部員がまだ残っている間は廃部しない」という方針が出され、中学校

ではこの方針に基づいて部活動数を適正にしていこうと取り組んでいます。

今後、部を作ることができるとかについては、生徒数の減少に伴い、適正な先生の数を確保することが非常に困難な状況では難しいと考えています。ただ、学校としてどの部活動を残すのか、または新たに作っていくのかという話し合いをする時期が必ずくると思います。その時には、中学校として、生徒の皆さんや、保護者の方、あるいは地域の方のご意見も伺いながら、将来的な木曾岬中学校の部活動の在り方を考えていくことになるのではないかと思います。

再質問

中学校に部活をつくるのは難しいということがわかりましたが、私が中学校で何か活動すれば作ることはできるのでしょうか。

再答弁

教育課長

現在ある部活動を縮小していく方向で検討されておりまして。バスケットボールに限らず、なくしていくばかりではなくて、部を作ることができない可能性がないということでは

はないですが、今この場ではすぐにお答えできないことをご理解いただきたいと思えます。



6年A組

後半



質問 自主運行バスの本数増加について

自主運行バスの本数増加について質問させていただきま

す。私たちが住んでいる木曾岬町には自主運行バスがありま

す。私や私の家族はとても便利に利用させていただいてい

ましてしまったり、電車に乗り遅れたりしたこともありま

す。そこでお願いします。バスの本数を増やしてほしいだけないでしょうか。すべての時間帯では難しいというのなら、朝や夕方方の利用客が多いと考えられる時間帯だけでも増やしてはいただけませんか。

答弁

危機管理課長

大きなトマッピーが描かれた青色の自主運行バスは、以前に走っていた民間企業が運営する路線バスがなくなりましたことにより、町民の皆様が生活が不便にならないよう、町が主体となって運行を始めたものです。

運行開始当初は、今よりももっと便数が少なく、バスの利用者数も今の半分以下でしたが、乗車料金を安く一定に設定したことにより、町民の皆様の中でバスが身近な移動手段として生活に定着し、利用者の数が年々増えてきました。

このことから、利用者の皆様ももっと便利にバスに乗っていただけるよう、路線を拡大するとともに、朝夕の便数を増加していった結果、現在

のダイヤに至っています。

しかしながら、利用者の方から運賃をいただいているという点から、バス事業の運営は毎年1,000万円以上もの赤字を出している状況で、バスの運行本数の増加にはそのための経費も必要となります。町民の皆様により多くバスに乗っていただき、多くの運賃収入を確保して赤字の額が少なくなれば、検討を始めることも可能であるとも考えられますので、皆さんもたくさんバスに乗っていただいで、自主運行バス事業がさらに発展するお手伝いをしていただければと思います。

今後とも、自主運行バスの利用をお願いするとともに、運営現状について御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

質問 広報のスピーカーの電波改善と外国語対応について

広報のスピーカーの電波改善と外国語対応について質問させていただきます。

木曾岬町には、家庭にひとつつ広報のスピーカーがあります。しかしそれは電波が悪く、こまめに電池をかえても昼、夜に限って鳴らなかつた

り、雑音が入ったりします。広報では7時、11時、17時のチャイムだけでなく、大事なお知らせも流れます。そんな時に雑音が入ったり鳴らなかつたりすると、非常に困ります。

そこでお願いします。家に置く広報のスピーカーの電波を改善していただくことはできませんか。行事の情報、災害に関する情報など聞こえないと困る情報の放送が多いです。また、木曾岬町には外国の方が多く住んでいます。木曾岬小学校にも日本語を話すことのできない外国籍の子がいます。将来的に日本語以外の言葉に対応させることはできないでしょうか。よろしくお願

いします。

答弁

危機管理課長

木曾岬町の広報無線は、役場屋上にあるスピーカーの他に、16本の屋外スピーカーと、皆さんのお家に設置していただいている戸別受信機というスピーカーでもって、7時、11時、17時のチャイムや、行事の案内、災害に関する事柄など、町から町民の皆さんにいろいろな情報を提供するた

めのものです。防災行政無線と言います。

木曾岬町では、昭和56年度から使用しており既に30年以上経過していることや国の方針等から、平成24年度より順番に全ての機器の更新工事を行っており、来年度には、町内全てのお家のスピーカーが新しいものに変わるようになります。

新しいスピーカーでも、使用上、注意していただきたいのは、電源コードを常に差しおくことと、万一の停電に備えて常に新しい電池を入れておくことです。電池が古くなると放送終了後に「プー、プー、プー」という音がかかりますので、電池を交換していただくようよろしくお願い

します。

なお、テレビや、パソコン、ラジオなどの近くに置いてあると、雑音が入る場合がありますので、そういったものからは離していただき、それでも雑音が入る場合には、お家の外にスピーカー用のアンテナを設置して聞こえやすくすることもできます。お家のスピーカーを今一度確認し、聞こえが悪いと思ったら、役場の危機管理課までご連絡ください。

また、外国語での放送については、何方国の言葉が必要なのか、また、放送する時間

が長くなってしまふことへの対応をどうしていくのかなど多くの課題があるため、現在のところそういった計画はありませんが、将来に向けて検討していくことは重要だと考えています。

このような広報無線の運用状況について御理解いただきたいですし、今後も何か疑問に思うことが有りましたら教えていただきますようよろしくお願い申し上げます。



6年B組

前半



質問 木曾岬町の災害対策について

私が住んでいるところは「必ず命が助かる」と思えるような安全な避難所が何もある

りません。小学校の近くに住んでいる人は新しい役場に避難できませんが、私が住んでいる加路戸などの地域は、もし地震・津波が来たらと思うと、とても不安です。また、弥富市・桑名市・飛島村などの近くの市町村と比較すると、木曾岬町は対策が何もされていないと感じます。

また、私の弟の同級生は、津波が起こった時に津波がこわいからということで、町外へ引越したそうです。災害への不安が、人口が減ってしまつきっかけになるんだなと思います、悲しい気持ちになりました。

町の中央には役場があり、そして南の方にも防災ステーションがつくられることを聞きました。

そこをお願いします。町の北の方にも必ず命が守れる避難所を作ってほしいです。また、加路戸の排水機場に避難用の階段がつくという話を聞いたのですが、それは事実ですか。事実であればいつごろつくられるか、などの計画を教えてください。また、役場の方が一昨年、避難訓練の際、加路戸の排水機場に避難用の階段を付けるとおっしゃったり、液状化現象によって避難所が安全ではなくなると町の人が

言っていました。今までになぜ対応されていなかったのか教えてください。もし今日、巨大地震が起こるかもしれないと思うと家族の命、友達の命が守れるかと不安です。ご回答お願いします。

答弁 危機管理課長

町民の皆さんの命や暮らしを守ることは町の最大の役割と考え、木曾岬町では防災対策を最優先に多くの取組を積極的に進めています。

まず、木曾川の高潮堤防の補強工事です。伊勢湾台風よりも大きな台風が来ても耐えられる堤防とするため、かさ上げ工事などが進められており、平成28年度で、木曾岬干拓地を除くほぼ全ての箇所がこの工事が完成する予定です。

また、液状化現象による堤防の崩壊を防ぐための地盤改良工事が進められております。今年度までで国道23号よりも南側のほぼすべての堤防でこの工事が完成します。国道23号よりも北側の堤防については平成29年度以降で同様の工事が進められる計画となっております。

また、現在、国道23号南側の松永地区では河川防災ステーションという、復旧活動等

を行う時に必要な資材を備蓄しておく等の施設の建設が平成29年度の完成を目指して進められています。

さらに、町では、津波による浸水に備えた避難場所の整備を進めています。平成27年度には小・中学校の校舎の外に階段を設置し、町民の皆さんが校舎屋上に避難できるような整備をしました。現在は鍋田川下流排水機場で同様の工事を進めており、平成29年度には鍋田川上流排水機場にも屋上手摺や階段を設置する予定です。その他にも中部幼稚園・保育園の駐車場に津波避難タワーを、また源緑輪中地区にも同様のタワーを設置する準備を進めています。防災拠点である新しい役場庁舎、現在工事中の町民ホールも含めこれら全てが完成すれば、今ある一時避難所と併せて、

現在の木曾岬町に住む人全員がこれら高い所へ避難することができることになります。ただ、災害が起こった時に本当に重要なのは、自分の身は自分で守る「自助」と、地域の人たちと協力し助け合う「共助」という考え方を持つことです。いざという時に慌てないためにも普段から防災訓練に参加したり、家族で防災について話し合ったり、災

害について意識を傾けておくことが大切です。そういったことから、防災指導員による幼稚園・保育園や小・中学校での防災訓練の指導や講話の他、町内の各地域や各団体における講習会や訓練指導等を実施しているところでです。

町としても近隣の市町村に負けないよう防災対策に引き続き一生懸命取り組み、また、学校の先生方とも連携を密にし情報共有を図るなど防災力の向上に努めていきますので、皆さんも日頃から防災への意識を持っていただき、町が行っている様々な取組についても御理解御支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

質問 木曾岬小学校の洋式トイレについて



木曾岬小学校校舎の個室のトイレは、男女合わせて1階は2個、2階と3階は3個です。特に女子トイレは各階1つずつしかありません。家庭やショッピングモール、商業施設のトイレで洋式化が進んでいる中、この数は少なすぎると思います。統計局のホームページを見ると、日本の住

宅の洋式トイレ保有率は89.6%となっており、ほとんどの家庭が洋式トイレを使用しています。

トイレ掃除をすると、和式便器の周りが汚れていることが多く、低学年の子を中心に上手に使えない子が多いです。家のトイレが洋式のため、洋式トイレしか安心して使えない子もいます。

また、トイレ自体も古く、トイレ前の廊下を通るととても臭いし、気持ちよく使うことができません。

そこをお願いします。木曾岬小学校のトイレを新しくして、洋式トイレの数を増やしてください。よろしく申し上げます。

答弁 教育課長

今、皆さん方が毎日勉強している小学校の校舎は、平成11年に耐震の改修工事を行いました。それから18年余りが経ち、校舎内においても古さやいたみが目立ち始め、修理や設備の更新を行っています。トイレの改修についても、こうした計画の中で進めています。

生活様式の変化により最近では家庭や公共施設のトイレの洋式化が進み、和式トイレ

私は将来、他の地域に住みたいと思っています。なぜな

質問 木曾岬町の人口減少について



6年B組 後半

を使いにくいというお子さんも増えていることも聞いています。全国的に小学校のトイレの洋式化を進めています。数はまだまだ少ないのが現状となっています。

現在、木曾岬小学校では洋式トイレは各フロアに1ヶ所ずつ、1階の教職員トイレにあります。今後、トイレの配管も含め、改修する計画をすすめています。皆さんがトイレを使いやすくなり、また楽しい学校生活を送っていただけるよう、施設の管理に努めていきたいと考えています。

ら、木曾岬町にはショッピングセンターのような大きく便利な店がなく、他の町に行かないと、映画館などの楽しい施設がないからです。私と同じように思っている子は他にもいると思います。クラスの中には「近くに同世代の子がほとんどおらず、気軽に遊びに行ける場所も少ない」という意見もありました。バスの本数が少ないことなど生活に不便です。このままだと若い人がどんどん減ってしまうと思います。

実際に、木曾岬町の人口は2000年で7,172人、2005年で9,965人、2010年で8,555人、2015年で6,357人と減少しています。

木曾岬町として、人口減少の理由は何だと考えていますか。また、町外の人が木曾岬町に住みたいと思えるような町おこしやイベントなどの取り組みはありますか。もし取り組みがあれば、小・中学生がかかわることができるものはありますか。教えてください。



答弁 総務政策課長

人口減少は、日本全体でも大きな社会問題となっています。

木曾岬町の現在の人口は約6,400人です。今から20年ほど前までは、木曾岬町の人口は大きく増加し、人口は約7,200人でしたがそれから減少し始めました。理由の一つは、木曾岬町内へ引越す人よりも、仕事や結婚を機に木曾岬町外へ引越す人の方が多くなったこと。もう一つは、子どもの数の減少です。今から約30年前、木曾岬町の15歳未満の中学生までの子どもは1,500人でしたが、現在は700人で、約半分になっています。

木曾岬町が行っている対策として、子育て応援、教育、引越しをしなくても町内で働けるような仕事を作る取り組み、防災対策や福祉事業もちろんのこと、楽しいイベントの企画・開催などを行っています。

小・中学生が関わる事の出来る取組の一つとして、去年から「木曾岬にぎわい市」というイベントを開催しています。内容の一つが「青空市」です。木曾岬中学校の生徒と

大学生が二人一組のチームになって、木曾岬町の色々な分野で活躍される人や仕事、商品などを取材しポスターにして紹介、商品等をフリーマーケットの様に販売し、町の魅力を発信していこうというものです。もう一つが「かえっこバザール」です。対象も小学生、運営も小学生が行うおもちゃ交換会で、これまでに3回開催され、全国でも行われています。

この他にも、町民体育祭や産業文化祭へ小・中学生の皆さんに関わってもらえるよう、検討を始めているところです。子どもの目線で企画・運営できるもつとイベントが盛り上がり、町への親しみがわいてくると考えます。

木曾岬町がますます「元気で明るい町」、他の市や町の人から「魅力のある町だ、住んでみたい」と思われるような町になるように、力を貸していただきたいと思います。

質問 木曾岬小学校の手洗い場について

私たちの小学校には、校舎内や校舎の外にも手洗い場がたくさんあります。トイレに行ったら、給食の前、外から帰ってきたときや掃除のとき

など、手洗い場を使う機会はとても多いです。そこで、小学校での様子をお話しします。冬は水道の水がとて冷たく、それが理由で、ていねいに手を洗わずに済ましている子がいます。私も冷たいのを我慢して洗っていますが、その気持ちはよく分かります。

また、掃除のときには、水ぶきをするためにバケツに水を入れて、ぞうきんをゆすいたり、最後はきれいに洗って、しぼって干さなければなりません。手がすごく冷たくて、つらいです。

手洗いが不十分だと、風邪やインフルエンザの予防にならないですし、ぞうきんの洗いが雑になると掃除も気持ちよくできません。

そこでお願いです。小学校の手洗い場を冬場はお湯が出るようにしてほしいです。よろしく願います。

答弁 教育課長

現在小学校の校舎は改修してから18年あまりが経過しています。老朽化も目立ち、状況にあわせて施設の改修をさせていただいているところです。皆さんに安全安心に、また便利に使っていただけるように計画的に整備や改修を進めて

おります。ご質問いただきました、温水の出る手洗い場の改修についてもこうした計画の中で進めることになろうかと思っています。

水が冷たい事により手洗いが不十分になるという状況も十分理解できますので、これから全ての手洗いを温水化するのか、あるいはまた一部を温水化するのかという対象と範囲を整理し、施設の改修計画をどの年次に行うのかなどを検討させていただきたいと考えています。

再質問

もし、手洗い場のお湯が出るようになるなら、いつごろですか。

再答弁 教育課長

今現在では具体的に手洗い場の温水化の計画はありませんが、トイレの改修など色々な事業の中で優先順位をつけながら計画していきたいと考えていますのでご理解いただきたいと思っています。

第1回定例会、最終日に木曾岬町議会議員政治倫理条例が議員発議され、可決されました。
この条例は、木曾岬町議会の議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、公人としての立場を認識し、民主的で公正かつ清廉であることを基本とする政治倫理を目指し、町政の健全な発展に寄与することを目的としています。

***第2条の下線部分は、町民の皆さんにお願いする責務です。**

員以外の議員をもって組織をし、議長が指名する。

- 3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果を報告した日までとする。ただし、議員の職を失ったときは、委員の職を失うものとする。
- 4 審査会の委員長及び副委員長は、議長が指名する。
- 5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の会議)

- 第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。
- 2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

(審査会の審査)

- 第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。
- 2 審査会は、前項の審査を行うため、審査の対象とされた議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求又は事情聴取等必要な調査を行うことができる。
 - 3 審査会は、対象議員に弁明の機会を付与しなければならない。

(審査結果の報告)

- 第8条 審査会は、前条の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。

(審査結果の公表)

- 第9条 議長は、審査会より審査結果の報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

(審査結果の措置)

- 第10条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り町民の信頼を回復するため、全員協議会に諮り、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 議長警告
 - (2) 陳謝文の提出
 - (3) 議場における陳謝
 - (4) 議会における役職の辞任
 - (5) 辞職勧告

(議長の代理)

- 第11条 議長が審査の対象となったときは、この条例に定める議長職務は、副議長が代理するものとし、議長及び副議長がともに審査対象となったときは、年長議員がその職務を代理する。

(その他)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する審査の請求は、この条例の施行日以後に行われた議員の行為から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、第3条第1項第6号に規定する団体の長に現に就任している議員については、その団体の長の任期の終了までの間、その適用を猶予する。

木曾岬町議会議員 政治倫理条例制定される

木曾岬町議会議員政治倫理条例全文

(目的)

第1条 この条例は木曾岬町議会の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、民主的で公正かつ清廉であるという基本理念の下に、町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び町民の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として、町政に携わる権限と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する行為として町民の疑惑を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

3 町民は、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の規定を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。

(2) 町又は町が資本金その他に準ずるものを出資している法人若しくは町の公の管理を行う許可、認可又は工事等の請負契約、業務委託契約、動産、不動産の取引並びに物品納入契約又はこれらの契約の下請若しくは再委託に関する契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の個人及び企業（業者、団体等を含む。以下同じ。）のため推薦し、又は紹介するなど特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利な取り計らいはしないこと。

(3) 議員は、町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(4) 議員は、町職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。

(5) 議員は、法第92条の2の趣旨に従い、議員の親族（父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹）若しくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族が経営に携わっている個人商店の契約等に関し、一切の関与をしないこと。

(6) 議員は、町から直接補助金又は助成金等の交付を受けている団体の長に就任しないこと。

(7) 議員は、町税などの完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。

2 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑念を持たれたときは、自ら誠実に疑念の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(審査の請求)

第4条 町民及び議員は、前条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを疑うにたる事実を証する資料を添えて、町民にあっては法第18条に定める選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の12分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議長に審査の請求をすることができる。

2 審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求を受けたときは、木曾岬町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、議長及び審査請求を受けた議

自治功労表彰を受賞

去る、2月8日に開催されました、全国町村議会議長会第68回定期総会において、町村議会議員として15年以上在職し、多年にわたり議会議員として地域の振興発展に寄与していただいた功績により伊藤正議員、伊藤好博議員が自治功労者の表彰を受賞されました。表彰状並びに記念品が全国町村議会議長会より届けられ、3月1日に開会された第1回定例会で自治功労表彰の伝達式を

行いました。

受賞されました皆さま方おめでとうございます。

今後とも益々のご活躍をご期待申し上げまして報告と致します。



表彰状を受けられる伊藤正議員



表彰状を受けられる伊藤好博議員

議員研修会開催される

去る、2月6日に役場協議会室において、三重県議会改革推進会議会長でもあられます、三重県議会議員三谷哲央氏を講師にお招きし、「議会基本条例について」の研修会を開催しました。

三谷氏から議会基本条例は全国約1,800の市町村内1/3分の市町村で作られているが、作っただけで機能していない市町村が多々ある、作るのは簡単であるが、作った後その条例に沿って議会を動かしていくことが大切であり、議会基本条例は議会の役割や議員の責務など、議会の方向性を明記したものさしであるとの議会基本条例の本質の講演をいただきました。

今回、当議会でも、第1回定例会で「議会議員政治倫理条例」を制定し議会改革を推し進める次へのステップとし議員全員が真摯に受け止め、活発な意見交換ができました。



議員研修

長野県木祖村議会議員団の表敬訪問を受けました

去る、2月10日(金)「木曾川源流の里」長野県木祖村議会議員団より表敬訪問を受けました。長野県木祖村は木曾川の最上流部に位置し木曾岬町とは227km離れた、源流と河口の位置関係にあります。年を追うごとに、行政や住民同士の交流が盛んになってきており、水の絆を縁としてさらなる交流を深めるものでした。

当日は議員全員で出迎え、上流部と下流部の防災についての懇談を行い、議場並び新庁舎の見学をして頂きました。



行政視察をしました

3月17日(木)、木曾岬町議会第1回定例会閉会后に、この3月に完成をした鍋田川下流排水機外付け階段や現在工事中の県営湛水防除事業川先排水機場整備工事及び町道雁ヶ地・福崎線道路改良工事の出来高や進捗状況を確認しました。

鍋田川下流排水機場外付け階段では、実際に屋上まで階段を上ってみて、出来具合や排水機場とは分離した構造物であることの確認をし、町道雁ヶ地・福崎線道路改良工事では現在拡幅した田んぼ側へ盛土をして路盤を安定させてしているとの説明をうけました。



町道雁ヶ地・福崎線道路改良現場



鍋田川下流排水機外付け階段

編集後記

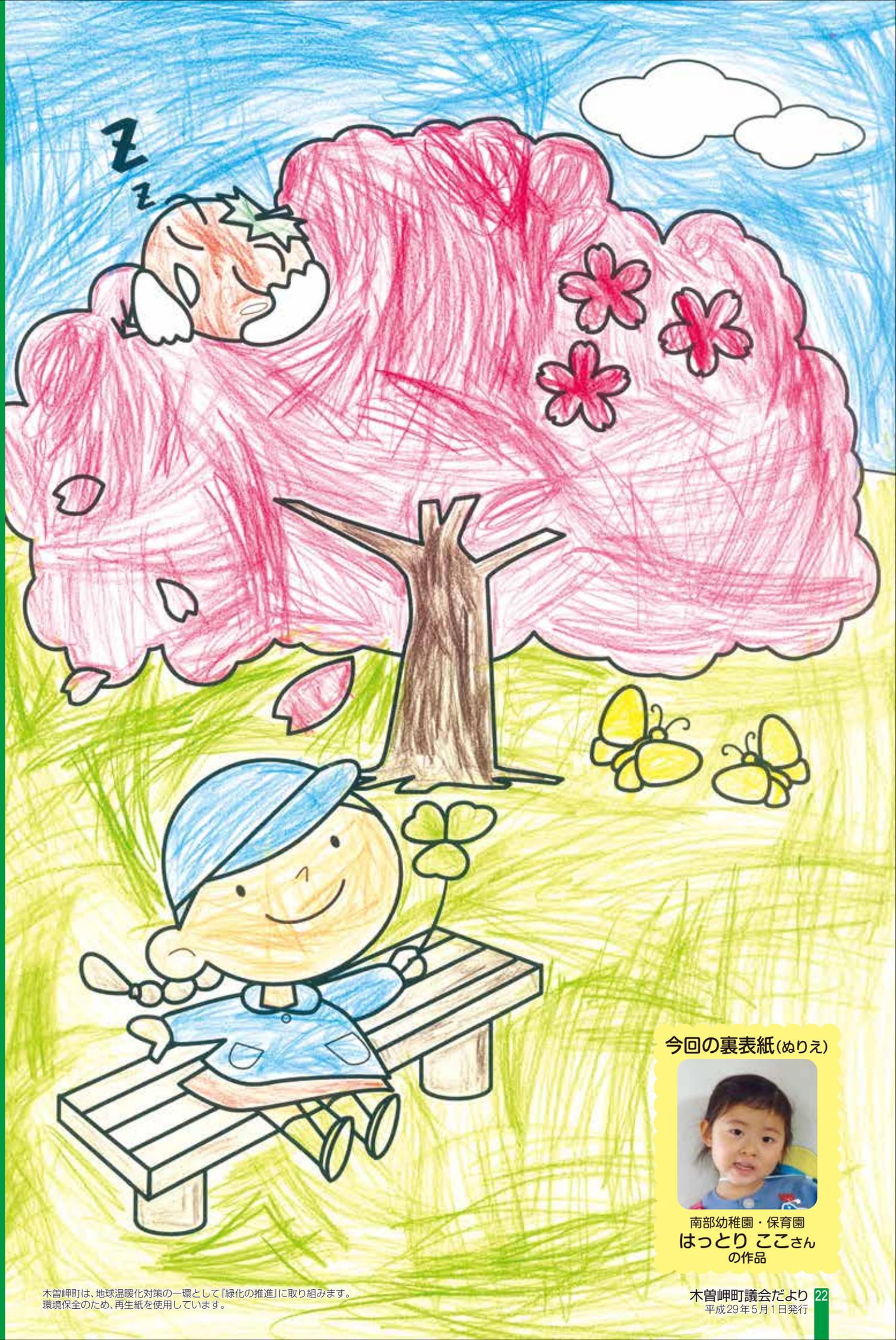
平成29年度の新年度予算は、町長選挙を間近に控えているため骨格予算となりましたが、複合型施設関係や防災関係などは引き続き必要とされるものが認められた所です。

そして町長選挙と同時に町議会議員選挙も行われることになっています。この議会だよりが発行されたころには、選挙で選ばれた町長、議員が新たな町政をスタートすることになります。

さてここに、第91号の議会だよりをお届けします。紙面へのご意見・ご感想などをお待ちしております。

議会広報常任委員会一同





今回の裏表紙(めりえ)



南部幼稚園・保育園
はっとりここさんの
作品